

2 赤ちゃんが生まれたら



出生届 町民課 ☎ 36-1110

生まれた日を含めて14日以内(14日目に役場が休みの日の場合は、その翌開庁日まで)に、出生地・本籍地または住所地(一時滞在地を含む)のいずれかの市区町村役場に出生届を提出してください。

法務省のホームページ(www.moj.go.jp/MINJI/minji86.html)より、「子の名に使える漢字」の検索ができます。

●必要なもの：出生証明書(出産した病院からもらえます)、母子健康手帳



国民年金保険料産前産後期間免除制度 町民課 ☎ 36-1110

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間)の国民年金保険料が免除されます。免除された期間は、保険料納付済期間になります。免除を希望される方は、町民課または各地域局で申請をしてください。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の分娩(死産・流産・早産・人工妊娠中絶を含む)をいいます。



出産育児一時金 健康課 ☎ 36-1114

国民健康保険加入者が出産したとき及び妊娠22週以降の死産や流産のときに、50万円が支給されます(満12週から満22週未満の出産・死産・流産のときは48万8千円)。なお、出産育児一時金は、原則として、医療保険者から医療機関へ直接支払われるため、出産される医療機関で手続きを行ってください。その他の健康保険加入者は、勤務先にお問い合わせください。なお、出産費用が出産育児一時金の額を下回った場合は、差額分の請求をしてください。



未熟児・新生児・産婦訪問 健康課 ☎ 36-1114

保健師・助産師が産後28日までにご自宅を訪問し、お子さんの身体計測やお母さんの健康相談及び育児相談をお受けし、母子保健事業や予防接種などについてお知らせします。出産後は、母子健康手帳にある「出生連絡票」を提出してください。日程の連絡をさせていただきます。

8カ月の訪問時に「妊婦のための支援給付金」の申請をされていないようでしたら面談後2回目の給付金の申請を行って頂きます。2回目の給付額はこどもの数×5万円です。

かみっこオムツ券交付事業 健康課 ☎ 36-1114

生後カ月未満のお子さんがある養育者にかみっこオムツ券を2万円分交付します。

新生児訪問等で申請をして頂き、「ママカフェサロン」で交付することにしています。ご都合がつかない方はご連絡ください

こんにちは赤ちゃん事業

健康課 ☎ 36-1114

育児について気軽に相談ができ保護者が安心して子育てができるように、生後4か月までの乳児がいるすべてのご家庭(健康課による新生児訪問を実施したご家庭は除く)を保健師または助産師が、電話による訪問日の日程調整後にご家庭を訪問します。育児について様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境などのアドバイスを行います。



先天性代謝異常等検査

健康課 ☎ 36-1114

新生児を対象に、出産した医療機関で採血し、フェニルケトン尿症などの先天性代謝異常検査や先天性甲状腺機能低下症の検査を行います。生後早い段階で検査を行うことで、病気を早期に発見し、必要に応じた治療を開始することができます。

出生後に母子健康手帳別冊の「先天性代謝異常検査申込書」を医師に提出してください。検査費用は無料ですが、採血料は有料です。

新生児聴覚検査費及び

産婦健康診査費助成事業

健康課 ☎ 36-1114

お母さんとお子さんの健康と健やかな子育てを支援するために、先天性難聴を早期発見するための新生児聴覚検査(1回)と、産後早期の母体の回復を促す産婦健康診査(2回まで)の費用を助成します。医療機関で新生児聴覚検査や産婦健康診査を受けた後、償還払いの手続きをしてください。ただし、医療保険の適用を受けた費用や文書料、乳房ケアなどは助成の対象外です。

- 必要なもの：母子健康手帳、医療機関から交付された領収書及び明細書
申請者名義の振込先がわかるもの



1か月児健康診査費助成事業

健康課 ☎ 36-1114

医療機関等で受診する生後1か月の子どもさんの健康診査費用(1回)について、全額助成します。

公立豊岡病院で受診される場合は母子健康手帳交付時に申請後、受診券を発行します。また、他の医療機関で受診される場合は償還払いにより助成します。妊娠中に実施する妊婦訪問で償還払い申請書の配布と受診の方法等について説明します。



児童手当

福祉課 ☎ 36-1964

0歳から高校生年代までのお子さんを養育している方を対象に、手当を支給します。出生日の翌日から15日以内に申請してください。公務員の方は勤務先に申請してください。

●支給額

- ・3歳未満の児童1人につき月額15,000円
- ・3歳～高校生年代の児童1人につき月額10,000円
- ・第3子以降は児童1人につき月額30,000円

●必要なもの：申請者名義の振込先がわかるもの

申請者及び配偶者のマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード等)、申請者の身分証明書、申請者の健康保険情報がわかるもの(地方公務員共済などの共済組合に加入している方のみ)

未熟児養育医療

健康課 ☎ 36-1114



体の発育が未熟なまま出生した乳児(新生児)で医師が入院養育を必要と認めた児(1歳未満)を対象に養育医療の給付を行います。

- 対象者：出生体重が2,000g以下または生活力が特に薄弱で、医師が入院を必要と認めた児
- 給付内容：入院医療費のうち、保険適用後の自己負担額及び入院時食事療養費の自己負担額を公費で負担します。ただし、世帯の所得に応じて費用の一部は自己負担となります。
- 必要なもの：申請者及びお子さんのマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード等)、身分証明書



乳幼児等医療費助成制度

健康課 ☎ 36-1114

0～9歳(小学3年生世代)までのお子さんの医療費を助成します。保護者の所得などを審査(1歳の誕生月の末日までは、所得制限なし)し、対象となった場合は受給者証をお渡しします。

※令和7年7月1日より所得制限なしとなります。

- 必要なもの：母子健康手帳、お子さんの健康保険資格確認書等、身分証明書
両親の所得課税証明書(転入された方など)
申請者及びお子さんのマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード等)



こども医療費助成制度

健康課 ☎ 36-1114

10歳(小学4年生世代)から18歳(高校3年生世代)までのお子さんの医療費を助成します。保護者の所得などを審査し、対象となった場合は受給者証をお渡しします。

※令和7年7月1日より所得制限なしとなります。

- 必要なもの：お子さんの健康保険資格確認書等、身分証明書、両親の所得課税証明書(転入された方など)、申請者及びお子さんのマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード等)



離乳食と歯の教室

健康課 ☎ 36-1114



赤ちゃんは、成長するにしたがって母乳やミルクだけでは栄養が不足してきます。お母さんとお子さんが楽しく離乳食を進められるように栄養士が月齢ごとの離乳食についてのポイントをわかりやすくお伝えします。また、お口や歯のお手入れ方法についてのアドバイスを歯科衛生士が行います。



お口の健康管理ノートの交付

健康課 ☎ 36-1114

乳歯は6～8か月頃から生え始めてきます。母子健康手帳同様に、お子さんの成長に伴うお口の健康を記録するものとして歯科健康診査時やフッ化物塗布、治療などで歯科受診される際に持参してください。3～4か月児健診にて交付し就学前まで使用します。

産後ケア事業 子育て世代包括支援センター ☎ 34-9600



宿泊型



訪問型



産後のお母さんが、安心して子育てができるように心身のケアや育児のサポートを行います。利用料金などの詳細についてはお問い合わせください。

- 宿泊型:産科医療機関に宿泊し、授乳や育児指導などのケアを受けることができます。
- 通所型:産科医療機関に日帰りで日中を過ごし、授乳や育児指導などのケアを受けます。
- 訪問型:助産師の訪問による乳房マッサージや育児指導を受けることができます。



子育て短期支援事業 福祉課 ☎ 36-1964

一時的に家庭において養育を受けられない児童や、家庭内暴力により保護を受ける必要が生じた児童と保護者が児童福祉施設などに入所することができます。

詳細についてはお問い合わせください。



乳幼児健康診査 健康課 ☎ 36-1114

お子さんの成長に合わせて、健康診査を行っています。

名称	対象年月齢	方法	個別通知
3～4か月児健康診査	3か月～5か月末まで	★	有
9～10か月児健康診査	9か月～11か月末日まで	★	有
9～12か月児歯科健康診査	歯が生え始めてから1歳の誕生日まで	☆	無
1歳6か月児健康診査及び歯科健康診査	1歳6か月～2歳前日まで	★	有
2歳6か月児歯科健康診査	2歳6か月～2歳8か月前日まで	☆	有
3歳児健康診査及び歯科健康診査	3歳～4歳前日まで	★	有

★集団で実施。会場・日程は広報（令和7年4月号）をご覧ください。

☆個別に医療機関で実施。詳細については「お口の健康管理ノート」交付時にお知らせします。



5歳児健康診査 健康課 ☎ 36-1114

4歳や5歳という年齢は、言葉や運動の発達に加えて、集団生活の中で共感性や協調性等の対人関係など社会性の発達が著しく、また生活習慣の自立の時期でもあります。この時期に健康診査を行うことで、お子さんに合わせた適切な支援ができると言われています。成長や発達について気になっていること、心配なことを気軽に相談していただき、安心して就学を迎えられるように支援させていただきます。

- 実施方法：実施年度に5歳になるお子さんを対象に健診の日程等を個別通知します。同封しております問診票を返信してください。保育所(園)・認定こども園・幼稚園とも連携して実施します。

こどもの発達についての相談事業 健康課 ☎ 36-1114

お子さんの発達状況に応じて相談をお受けします。保育所(園)、認定こども園、幼稚園への巡回相談も行います。

「友達と上手に遊べない、落ち着きがない」などの子どもの発達や、「転びやすい、手の不器用さ」などの運動発達のご心配について、発達専門小児科医師や心理士が相談をお受けします。また、子どもの「ことばの遅れ、吃音、聞こえ」などのご心配について心理士が相談をお受けします。



予防接種 健康課 ☎ 36-1114

予防接種は感染症を予防したり、かかった場合に重症化しにくくするという効果が期待されます。予防接種の効果と副反応をよく理解し、予防接種を受けましょう。

※接種医療機関一覧表、各予防接種の予診票、冊子「予防接種と子どもの健康」

は出生届時にお渡しします。



対象疾病	回数	接種が望ましい時期	対象年齢(無料で接種できる期間)
ロタウイルス感染症(①・②どちらかを接種する)	①ロタリックス 2回	生後2か月～ 出生14週6日後	出生6週0日後～ 出生24週0日後
	②ロタテック3回	生後2か月～ 出生14週6日後	出生6週0日後～ 出生32週0日後
B型肝炎	3回	生後2～9か月未満	1歳未満
小児の肺炎球菌感染症	初回3回	生後2～7か月未満	生後2か月～5歳未満
	追加1回	生後12～15か月未満	
ジフテリア(D) 百日せき(P) 破傷風(T) ポリオ(IPV) Hib感染症	5種混合(4種混合・Hib) ①1期初回3回 ②1期追加1回 (令和6年4月開始) 二種混合(DT)2期1回	①生後2か月～7か月(20～56日の間隔をおく) ②1期初回終了後6～18か月の間隔をおく 小学校6年生	生後2か月～7歳6か月未満 11歳～13歳未満
※令和6年4月1日以降、基本的には5種混合ワクチンを受けることになるが、当面の間は4種混合ワクチンとHibワクチンを受けることもできる。			
結核(BCG)	1回	生後5～8か月未満	1歳未満
麻疹・風しん(MR)	1期1回	1期はできるだけ早期に接種を受ける	1歳～2歳未満
	2期1回		小学校就学前1年間
水痘(水ぼうそう)	1回目	生後12～15か月未満	1歳～3歳未満
	2回目	1回目終了後6～12か月の間隔をおく	
日本脳炎	1期初回2回	3歳～4歳未満	生後6か月～7歳6か月未満 9歳～13歳未満
	1期追加1回	4歳～5歳未満	
	2期1回	9歳～10歳未満	
子宮頸がん(①・②・③のどれかを3回接種する)	①サーバックス(2価)	中学1年生相当	小学6年生～ 平成9年生まれ的女子 (高1生以上の方は特定の対象者のみです。)
	②ガーダシル(4価)		
	③シルガード9(9価)		